申請内容の変更及び廃止の場合には、指定ごみ袋取扱店申請事項変更申請書(様式第3号)の提出が必要となります。

【変更事項】

- ○取扱店の代表者(店長・責任者)の変更
- ○取扱店の所在地の変更
- ○業種及び営業品目の変更
- ○取扱店の代表電話番号及び FAX 番号の変更
- ○営業時間及び定休日の変更

となる場合・・・<u>①の書類が必要とな</u> ります。

- ○店舗の商号(屋号)が変更となる場合 ・・・ ①・⑦の書類が必要となります。
- ○申請者(納税義務者)の変更となる場合・・・ ①・**④・⑤・⑥の書類及び②・③の返却が 必要となります**。

申請者(納税義務者)変更の場合は、以前の契約を解除し、新たに申請をすることになります。④、⑤、⑥の書類については新規申請手続きのコンテンツにあります。

【取扱店を廃止する場合】・・・・①の書類及び②・③・⑧ の返却が必要となります。

提出時に必要となる書類等

- ①様式第3号 指定ごみ取扱店申請事項変更申請書
- ②指定ごみ袋取扱店指定書(変更前のもの)
- ③指定ごみ袋取扱店契約書(変更前のもの)
- ④様式第1号 指定ごみ袋取扱店申請書
- ⑤自認書
- ⑥納税証明書(取扱店の所在する市町村において滞納がないことを証明する書面)
- ⑦取扱店の写真
- ⑧表示板